

《 補 足 説 明 書 》

徳島県県土整備部営繕課

1 工 事 名 R 3 営繕 徳島県郷土文化会館 徳・藍場 大ホール天井落下防止ネット設置工事

2 別途発注工事 無し

3 設計事務所の工事監理 (有 ・ 無)

4 設計図書の閲覧・質疑

提出用内訳書，設計書（金抜き）及び図面については徳島県入札情報サービス（県 P P I ）に掲載している。

設計書（金抜き）の内容は入札金額算定のための参考資料であり，契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。

設計図書に質疑がある場合は，入札公告に記載の「設計図書等に関する質問書の提出期間」に書面により質問書を営繕課に提出すること。

5 現地調査

現地調査をすることができるが，管理者の了解を得た上で調査を行うこと。

6 注意事項

落札者は次の書類についてただちに提出すること。

(1) 単体の場合

免税事業者である場合，免税事業者届出書

(2) 共同企業体の場合

・各構成員について免税事業者である場合，免税事業者届出書

・各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）がわかるもの

7 法定外労災保険の付保

(1) 受注者は，本工事の契約工期を内包する保険期間による法定外労災保険に加入すること。

(2) 当初請負金額が500万円以上となる場合，法定外労災保険の保険証券の写し又は加入証明書の原本を提出すること。

(3) 本工事の工期を変更したことにより，工期が法定外労災保険の保険適用外に及んだ場合，受注者は，速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い，変更又は追加して契約した法定外労災保険の保険証券の写し又は加入証明書の原本を提出すること。

() 法定外労災保険について

従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害，死亡を含む）を被った場合に，法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員又はその遺族に

支払う金額に対し，保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

8 工事成績評定の選択制

- (1) 当初請負額が 5 0 0 万円以上 3 , 0 0 0 万円未満の価格競争により発注する請負工事は，別に定める「工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- (2) 前項の対象工事の受注者は，契約時，評定の実施の意向について，「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- (3) 受注者は，工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ，工事成績評定の選択を適切に判断の上，意向確認書を提出するものとする。
- (4) 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし，成績評定を希望した場合において，しゅん工時，契約変更により請負額が 5 0 0 万円未満となった場合は，評定は行わないものとする。
- () 工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県 HP： <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

9 工事の着手

受注者は，設計書に定めのある場合又は特別の事情により県の承諾があった場合を除き，工事開始日以降 3 0 日以内に工事に着手しなければならない。

なお，工事開始日とは，契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては，その日）をいう。

1 0 工程表の提出

工程表は契約締結後 1 0 日（土曜日，日曜日，祝日等を除く。）以内に提出すること。

1 1 内訳書の提出

電子入札に添付する内訳書は，徳島県入札情報サービス（ P P I ）に掲載の設計書（金抜き）の工事内訳及び科目別内訳の項目に沿って算定し，提出用内訳書のファイルで作成し，ファイル名を会社名（正式名称でなくても，特定できればよい。）として提出すること。

1 2 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスターの掲示

受注者は，監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（ A 3 ）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに，掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし，次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 区画線工事，舗装工事，標識設置工事，照明灯工事
- (2) 当初請負金額が 2 0 0 万円未満の工事

1 3 工事カルテの作成，登録

- (1) 受注者は，当初請負代金額が 5 0 0 万円以上の工事については受注・変更・竣工・訂正時に，工事实績情報サービス（C O R I N S）による，工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上，次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
- (a) 受注時は，契約後，土曜日，日曜日，祝日等を除き 1 0 日以内とする。
 - (b) 登録内容の変更時は，変更があった日から土曜日，日曜日，祝日等を除き 1 0 日以内とする。
 - (c) 竣工時は，工事竣工承認後，土曜日，日曜日，祝日等を除き 1 0 日以内とする。
 - (d) 訂正時は，適宜とする。
- なお，変更時と竣工時の間が 1 0 日間に満たない場合は，変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。
- (2) 実績登録完了後，登録機関発行の「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し，登録内容の確認を受けなければならない。

1 4 低入札価格調査制度に基づくヒアリングの実施

本工事は，低入札価格調査制度の対象工事であり，調査基準価格を下回って落札した場合で，施工体制台帳の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められたときには，落札業者の代表者，支店長，営業所長等（以下「受注者」という。）は応じなければならない。

また，施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められたときには，受注者は応じなければならない。

1 5 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

- (1) 受注者は，工事の施工に関し，暴力団等から不当介入を受けた場合((2)に規定する場合は，下請負人から報告があったとき)には，その旨を直ちに発注者に報告するとともに，併せて所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は，本工事の一部を下請負させた場合，下請負工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは，受注者にその旨を報告することを義務付けること。
- (3) 受注者は，発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は，排除対策を講じたにもかかわらず，工期に遅れが生じるおそれがある場合には，発注者と工程に関する協議を行い，その結果，工期内に工事が完成しないと認められた場合は，「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第 2 2 条の規定により，発注者に工期延長の請求を行うこと。
- (5) 受注者は，暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は，その旨を直ちに報告し，被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (6) 受注者は，前項被害により，工期に遅れが生じるおそれがある場合は，発注者と工程に関する協議を行い，その結果，工期に遅れが生じると認められた場合は，

受注者は約款第 2 2 条の規定により，発注者に工期延長の請求を行うこと。

1 6 契約の保証

契約と同時に，次のいずれかの保証を付してください。

(1) 契約保証の種類

契約保証金の納付

国債証券，地方債証券及び契約担当者が適当と認める有価証券の提供

銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条 4 項に規定する保証事業会社（以下単に「保証事業会社」という。）の保証

公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

履行保証保険（定額てん補方式）契約の締結

上記 6 種類のうち，1 つを選択すること。

2 種類以上の組み合わせはできない。

(2) 保証の額

予定価格（消費税込み）が 10 億円以上の工事の場合又は低入札調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は，請負代金額（消費税込み）の 1 0 分の 3 以上。

以外の工事の場合は請負代金額（消費税込み）の 1 0 分の 1 以上

(3) 契約締結日

落札決定を受けた日から起算して，7 日以内に契約が締結ができなければ，原則的に落札は無効となる。ただし，特別な理由によりやむを得ないと認める場合に限り 7 日を 1 4 日に延伸することができる。

なお，金融機関等の保証契約を締結するためには，数日間の事前調査期間が必要であり，場合によっては，7 日以内に保証契約ができない場合があるので，入札前の早い時期に審査申し込みをすること。

1 7 公共事業労務費調査に対する協力

本工事が，公共事業労務費調査の対象工事となった場合は，受注者は，調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等，必要な協力を行わなければならない。また，本工事の工期経過後においても，同様とする。

調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合，受注者は，その実施に協力しなければならない。また，本工事の工期経過後においても，同様とする。

公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう，受注者は，労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は，当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

18 指名停止期間中の有資格業者との下請契約の禁止

受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

19 現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下「選任通知書」という。）を、総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合は契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。

また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

20 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、前条の規定のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

21 施工体制台帳の提出等

（1）施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の（3）及び（4）の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

（2）施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の（3）及び（4）の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

(4) 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

2.2 過積載による違法運行防止

元請け業者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請け業者を指導すること。

- ・積載重量制限を越えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

2.3 不正軽油の使用禁止

(1) 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

(2) 受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

2.4 アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

2.5 特定元方事業者の指名

本工事の受注者は、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定に基づき、本工事における同条第 1 項に規定する措置を講ずべき者として指名します。